

新型コロナウイルス関連融資制度比較表

2020/3/25
産業観光部産業政策課

実施団体	郡山市	福島県	日本政策金融公庫	
名称	売上高等減少対策資金融資	新型コロナウイルス対策特別資金	セーフティネット貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付
対象	次の要件を全て満たす者 ①中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者に該当している ②市内に主たる事業所を有している ③原則として市民税を完納しており、かつ、同一事業を1年以上営んでいる ④最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる。	県内の中小企業者のうち、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる	中小企業者で、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売り上げの減少など業況悪化を来しているが、中期的には業績が回復し、かつ発展が見込まれる者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかの要件に該当する方 ①最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 (1)過去3か月(最近1か月を含む。)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月～12月の平均売上高
限度額	1,000万円	8,000万円	・中小事業7.2億円 ・国民事業4,800万円	・中小事業3億円 ・国民事業6,000万円
利率	1.50%	1.50%	・中小事業1.11% ・国民事業1.91% ※3/2時点	・中小事業1.11% (当初3年間▲0.9% : 0.21%) ・国民事業1.36% (当初3年間▲0.9% : 0.46%) ※3/2時点
融資期間	7年以内(うち据置1年)	10年以内(うち据置1年)	設備資金: 15年以内 <うち据置3年以内> 運転資金: 8年以内 <うち据置3年以内>	設備資金: 20年以内 <うち据置5年以内> 運転資金: 15年以内 <うち据置5年以内>
融資実施期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで	令和2年3月31日まで※延長予定	実施中。期限未定。	3月17日から実施中。期限未定。
信用保証料補助制度	有: 上限50万円		信用保証制度なし	信用保証制度なし
利子補給制度	他の融資制度の状況を踏まえて、検討中	県は補助しないが、福島市・いわき市が、県融資の対象事業者に対し補助	なし	期間: 借入後当初3年間 限度: 中小事業1億円、国民事業3,000万円 対象者: 個人事業主・・・要件なし 小規模事業者・・・売上15%減少 中小企業・・・売上20%減少